でんきセット割利用規約(新プラン)

第1条（本規約の適用）

1．株式会社エヌ・シィ・ティ（以下、NCT）は、このでんきセット割利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、でんきセット割（以下「本割引」といいます。）を提供します。
2．NCTは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に関わる条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をNCTの指定するホームページに掲載することにより行います。
3．本規約本文のほか、NCTが定める本割引に関する諸規程（NCTが別にホームページ等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
4．本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（本割引の概要）

1．本割引は、auエネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）および東北電力フロンティア株式会社（以下「フロンティア」といいます。）が提供するケーブルプラスでんきおよび、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うNCT提供のサービスです。

第3条（申込み）

1．本割引の適用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承諾の上、NCTが別に定めるところによりNCTに申込みを行うものとします。

第4条（契約の成立）

1．NCTは、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、NCTと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）が成立するものとします。
（1）申込者が、ケーブルプラスでんきに関わる契約（以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。）を締結していることまたはケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）
（2）NCT光サービスのいずれかを契約していること（ドコモ光タイプCを単独で契約されている場合を除きます。）。
（3）前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
ア．本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
イ．その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族（NCT所定の基準を満たすものに限ります。）であること。
ウ．電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
エ．対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2．前項の規定にかかわらず、NCTは、業務遂行上支障があるときまたはその他NCTが不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第5条（でんきセット割引）

1．NCTは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に関わる申込者（以下「本件契約者」といいます。）の契約するケーブルプラスでんきおよび対象サービスに関わる請求料金（以下「本件請求料金」といいます。）に応じ、次項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」といいます。）を、本件請求料金から割り引きます。
2．割引額は、auELおよびフロンティアがでんき契約約款(東北電力フロンティア・auEL)に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に、本件対象額に応じて定める以下の割引率を乗じた金額とします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
8,000円未満 ……	0.5%
8,000円以上 ……	1.0%

第6条（対象サービスの変更）

1．本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、NCTが別に定める方法でNCTに申し出るものとします。
2．本件契約者は、前項の申し出において、第4条（2）に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第7条（本件契約の終了）

1．本件契約者は、NCTが別に定める方法でNCTに申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
2．前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
（1）本件契約者に関わるケーブルプラスでんき契約が終了したとき。

(2) 対象サービスに関わる契約が終了したとき。
(3) 本件契約者に関わるケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

1．本件契約者は、本件契約に関わる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第9条（顧客情報の取扱い）

1．NCTは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に関わる情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、NCTが別に定める【個人情報の保護方針とプライバシーポリシー】に従って取り扱います。

第10条（合意管轄）

1．本割引に関わる紛争については、NCTの本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（本割引に関する疑義等）

1．本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、NCTが決定する内容に従って処理するものとし、申込者および本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附　則

1．NCTは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2．表記の金額は全て税込価格です。
3．この本規約は2026年11月1日より施行します。

原子力立地給付金の交付方法について

・原子力立地給付金の交付が受けられるのは、交付対象地域で電気の供給を受けている契約の電気料金の支払者です。
・原子力立地給付金の交付対象地域は「震源地域振興センター」のHPなどでご確認ください。
・NCTが販売するケーブルプラスでんきをご利用いただいている加入者は、郵便振替払出証書で原子力立地給付金が交付されます。

■サービス内容全般・手続き・請求（業務委託先）

NCT インターネット・ケーブルテレビ・電話 エヌ・シィ・ティ

株式会社エヌ・シィ・ティ
〒940-0032　新潟県長岡市千場1丁目7-9
電話番号（受付可能時間）：0120-080-009（9:30～17:30）
NCTホームページ：https://www.nct9.co.jp/